

別紙様式3（一般競争入札）

平成30年度 上川中部森林管理署公共工事契約状況

平成30年10月22日

分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長 中澤 文彦

工事名	施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
美瑛森林事務所休憩舎等解体撤去等工事	北海道上川郡美瑛町寿町4丁目3-29	解体工事	建物解体撤去及び地下埋設物調査試掘	一般競争入札(電子)
予定価格（税抜き）	調査基準価格（税抜き）	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
3,277,340円	—	平成30年10月22日	株式会社 吉岡建設 北海道空知郡南富良野町字幾寅市街地	
契約金額（税抜き）	工事着手の時期	工事完成の時期		
3,100,000円	平成30年10月	平成30年11月		

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札筆記書」（別添2）のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事費内訳書」（別添3）のとおり

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月12日

分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長 中澤 文彦

1 競争に対する事項

- (1) 入札物件番号 第1号
- (2) 工事名 美瑛森林事務所休憩舎等解体撤去等工事
- (3) 工事場所 美瑛町寿町4丁目3-29
- (4) 工事内容 美瑛森林事務所休憩舎・造林倉庫（2階建）等の解体撤去、敷地内試掘調査
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成30年11月30日まで
- (6) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を入札参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成29・30年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」に係るD等級又はC等級若しくは「とび・土工・コンクリート工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成15年4月1日から平成30年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（森林管理局長、森林管理（支）署長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号 林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除く。（工事成績評定を実施した工事である場合）
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記の基準を満たす施工実績を有することとする。

同種工事：建築物解体工事（施工規模、規格は問わない）

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。
- ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。
- ① 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有するものという。
- ② 監理技術者にあっては、上記①に定める資格のうち1級以上の国家資格を有する者であって、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ③ 平成14年度以降に上記（4）に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち、入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が、入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。
- ④ 配置予定技術者については、資料提出日前に3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負約指名停止等措置要領制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）
- (8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (10) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格確認資料

本入札の参加希望者は、上記2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：平成30年9月13日から平成30年9月28日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）まで。ただし、休日は除く。

②提出場所：〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3-11
上川中部森林管理署総務グループ

担当：総括事務管理官 電話 050-3160-5745

③その他：申請書等は原則として電子入札システムを用いて提出すること。

なお、詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。
ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記②に示す場所に持参すること。

- (3) 申請書等は、入札説明書に基づき作成すること。
- (4) 上記(2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者、又は提出した申請書等に不備のある者、並びに競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成30年10月2日までに通知する。なお、参加資格を「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

4 入札手続等

- (1) 担当部局：〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3-11
上川中部森林管理署総務グループ
担当：総括事務管理官 電話 050-3160-5745
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
 - ①交付期間：平成30年9月12日（水）～平成30年10月15日（月）の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。
 - ②場 所：〒070-8003 旭川市神楽3条5丁目3-11
上川中部森林管理署総務グループ
担当：総括事務管理官 電話 050-3160-5745
 - ③そ の 他：配付資料は無料であるが、電子媒体での配布を希望する者は、入札説明書を記録するためのCD-R（未使用のものに限る）を持参すること。
- (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法
 - 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
 - ① 電子入札システムによる場合
 - 入札開始日時 平成30年10月11日午前 9時00分
 - 入札締切日時 平成30年10月16日午前10時00分
 - ② 紙入札方式により持参する場合は、平成30年10月16日午前10時00分に上川中部森林管理署会議室へ持参の上、入札すること。
 - ③ 開札は、平成30年10月16日午前10時30分に上川中部森林管理署会議室において行う。
 - ④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金免除
 - ② 契約保証金納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。
(保管金の取扱店日本銀行旭川代理店)
ただし、一定の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものとする。
ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)
イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証(取扱官庁上川中部森林管理署)
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締

結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由）を提出すること。なお、当該工事内訳書未提出の入札は、無効とする。

(4) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否：要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記4(2)②と同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)及び(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において上記2(2)に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 申請書等の内容のヒアリング

申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する

(11) 本案件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知）による。

(12) その他

本公告に記載なき事項及び詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書並びに設計図書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>）をご覧下さい。

競争參加資格確認通知書

1. 工事名 : 美瑛森林事務所休憩舎等解体撤去等工事
2. 発注機関名 : 上川中部森林管理署
3. 入札公告日 : 平成30年9月12日
4. 競争参加資格確認通知期限 平成30年10月2日

入札筆記書

調達案件番号

003801012020180010

調達案件名称

美瑛森林事務所休憩舎等解体撤去等工事(上川中部森林管理署)

業者名称	業者区分	第1回入札金額	結果
(株)吉岡建設		3,100,000	落札

結 果

落札者決定

入札執行月日

平成30年10月16日

部 署

北海道森林管理局上川中部森林管理署

入札書比較価格

(税抜き) 3,277,340

予定価格

(税込み) 3,539,527

調査基準価格

(税抜き) 0

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

中澤 文彦



立会・確認担当署名

菅 典秀



工事費内訳書					
<u>美瑛森林事務所休憩舎等解体撤去等工事</u>					
(種目別内訳)					
名 称	摘要	数 量	単位	金 額	備 考
I 美瑛森林事務所休憩舎解体撤去		1	式	1,437,040	
II 美瑛造林器具倉庫解体撤去		1	式	969,650	
III 車庫解体撤去		1	式	64,350	
IV 敷地内埋設物調査		1	式	806,300	
計				3,277,340	
消費税		8	%	262,187	
総合計(工事費)				3,539,527	